

小 浜 市 教 育 大 綱

1 大綱策定の背景と趣旨

平成27年4月1日に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この中では、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するために、首長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」の設置が義務付けられ、「大綱」を定めることとされました。

「大綱」とは、地域の実情に応じた、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、総合教育会議において協議・調整したうえで策定するものです。

2. 大綱の期間

期間は、第5次小浜市総合計画の期間と整合を図るため、平成32年度までとします。

3. 大綱の構成

大綱は「基本理念」と「基本方針」によって構成します。人づくりこそまちづくりの原点であることから、求める人物像を基本理念として表します。

基本方針は、基本理念を具体的に実現するために推進していく方向性を示します。

4. 基本理念

「自然と歴史・文化を大切にし、ふるさとを誇りに思う人づくり」

人づくりはまちづくりの重要な取り組みです。小浜の豊かな自然、歴史、伝統、文化など先人から受けついだ地域資源を大切にし、ふるさと小浜に誇りを持って未来を切り拓く人づくりを進めます。

5. 基本方針

○ 確かな学力と豊かな心、健やかな体を育む教育の推進

教員の授業力向上に努め、児童生徒の確かな学力を育成します。
他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心など児童生徒の豊かな心を育成します。
たくましく生きるための健康・体力を身に付けた児童生徒を育成します。

○ 郷土への誇りと愛着を育む「ふるさと学習」の推進

小浜市の各地域が持つ自然・歴史・文化・産業などについて、地域の人たちとの交流をとおして学習することにより、ふるさとに誇りと愛着を持つ児童生徒を育成します。

○ 安心安全な教育環境の充実

子どもたちが安心安全に学ぶことができる教育環境の充実に努めます。

○ 健康で豊かな心身を育む「生涯食育」の推進

食の教育を推進し、健康で豊かな心身を育みます。
校区内型地場産学校給食などの食育活動を通して、子どもたちの郷土愛を育みます。

○ 豊かな学びを育む生涯学習の推進と活力ある地域づくりの推進

生涯にわたり主体的に学ぶことができる多様な学習機会の確保と充実を図ります。

公民館のコミュニティセンター化を推進し、地域の特性を活かしたまちづくりで、地域経済の活性化を図ります。

○ 健全な精神を育むスポーツの振興

市民の健康増進と健全な精神を育成するため、スポーツへの参加機会の提供を推進します。

指導者の養成・確保、資質向上に努めるとともに、各競技団体主催の各種大会を支援し、競技スポーツ水準の向上を目指します。

○ 創造力を育む文化の振興と文化財の保護・活用

市民が文化に親しみ、文化を創造し、文化活動に参加できる環境づくりを推進します。

先人が遺した貴重な文化遺産を後世に引き継ぐために、保存および調査研究を推進し、文化資源としての活用を工夫します。